

# 令和6年度教育委員会会議（定例会）会議録

【日時】 令和7年3月14日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 16時14分

【場所】 川崎市役所本庁舎2階 203・204会議室

## 【出席委員】

教育長 小田嶋 満

教育長職務代理者 芳川 玲子

委員 野村 浩子

委員 森川 多供子

委員 西井 孝明

委員 坂口 緑

## 【出席職員】

教育次長 池之上 健一

総務部長 佐藤 佳哉

教育環境整備推進室長 吉永 太

職員部長 北川 友明

職員部担当部長 落合 隆

学校教育部長 小澤 毅夫

生涯学習部長 大島 直樹

健康給食推進室長 日笠 健二

総合教育センター所長 大野 恵美

庶務課長 細見 勝典

庶務課担当課長 伊藤 卓巳

教育政策室担当課長 豎月 基

健康教育課担当課長 末木 琢郎

生涯学習推進課長 山口 弘

健康教育課指導主事 里見 亜紀子

生涯学習推進課担当課長 米井 克子

庶務課課長補佐・庶務係長 葛山 久志

生涯学習推進課担当係長 紺野 敦

庶務課庶務係職員 中山 優子

学事課長 並木 久美子

教職員人事課長 武田 充功

学事課担当係長 川里 憲充

教職員人事課課長補佐 須藤 良

指導課担当課長 山本 直

庶務課課長補佐 桐生 真由美

指導課指導主事 森嶋 毅

庶務課職員 曾根 一真

教職員人事課担当係長 瀧澤 和義

庶務課課長補佐 高木 直子

庶務課職員 長谷川 俊太

## 【署名人】

委員 西井 孝明

委員 坂口 緑

(14時00分 開会)

## 1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、定例会を開会いたします。

## 2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時45分までといたします。

## 3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

1月の定例会の会議録を事前に配布し、御確認いただいていると思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

## 4 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

異議なしとして傍聴を許可いたします。

## 5 非公開案件

### 【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No. 4は、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例、第5条第1号に掲げる事項に該当する事項を含む事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第2号に該当するため、議案第42号及び議案第43号は、人事、賞罰等、職員的身分取扱いに関する事件であり、川崎市教育委員会会議規則第7条第1号に該当するため、非公開とすることに賛成の委員の挙手を願います。

### 【各委員】

<挙手>

### 【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、これらの案件は非公開とすることに決定いたします。

## 6 署名人

### 【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

西井委員と坂口委員をお願いいたします。

## 7 請願審議

### 請願第5号 部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願について

### 【小田嶋教育長】

それでは、請願審議に入ります。

請願第5号「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願について」、審議いたします。事務局からの説明を、健康教育課担当課長、お願いいたします。

### 【末木健康教育課担当課長】

それでは、ファイルナンバー01-2、請願第5号資料を御覧ください。

初めに項番1、部活動の意義でございます。

中学校学習指導要領では、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとされております。

次に、項番2、部活動の位置付けでございます。

初めに、(1)でございますが、学校教育法では、校長は校務をつかさどり、所属職員を監督すると規定されており、校務とは、学校が学校教育の事業を遂行するに必要なすべての仕事をさすと解されていることから、学校教育の一環として行われる部活動に関する業務につきましては、

校務と位置付けているところでございます。

次に、(2)でございますが、川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則では、校長は、校務を担当する職員を決定するものとする規定されており、校長は、部活動に関する業務を行う顧問を決定する必要があるところでございます。

次に、(3)でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令において、時間外勤務を命じることができる業務は、資料の①から④までに記載の4項目、いわゆる超勤4項目とされているところでございます。

次に項番3、部活動指導でございます。各学校では、顧問が勤務時間や生徒の状況も踏まえながら、活動時間や休養日の設定などを含めた年間及び月間活動計画を定め、部活動を行っているところでございます。

2ページを御覧ください。

項番4、顧問の決定方法でございます。

初めに、(1)でございますが、校長は、部活動に関する業務を担う者として、教員を顧問として各部活動に配置しています。

次に、(2)でございますが、顧問の決定方法について、市立中学校の学校管理職を対象にアンケートを実施したところ、学校管理職が決定している場合が54%、学校管理職以外の教員が調整し、その結果を学校管理職が承認している場合が46%でございました。また、顧問の決定に当たっては、事前に、顧問を担当できるか、担当できる場合に配慮すべき事項はあるかを含めて、各教員に意向を確認していることが判明しました。

また、(3)でございますが、市立中学校の教員を対象にしたアンケートを実施したところ、顧問を担当する際に、事前に顧問を担当できるか、担当する場合に配慮すべき事項はあるか等の意向確認が学校管理職からあったとの回答は96%、なかったという回答は4%でございました。

最後に、項番5、本市の考え方でございます。

資料に記載の請願の趣旨について、本市の考え方を御説明させていただきます。

初めに、(1)でございますが、学校教育の一環として行われている部活動に関する業務は、校務として位置付けており、これにより、校長は当該業務を担う教員を決定し、教員は校長の職務上の命令に従って業務を遂行していますが、対外試合における部活動指導等、勤務時間外に担う場合もあることから、その決定に当たっては、教員が担当している他の校務の状況や家庭の状況等にも配慮しながら決定する必要があるものと認識しております。

次に、(2)でございますが、請願者は、ほとんどの学校において顧問への就任を前提とした希望調査が行われ、希望しない教員にまで部活動指導が実質的に強制されていると主張していますが、学校管理職及び教員に実施したアンケート結果によると、顧問の決定に当たっては、事前に顧問を担当できるかどうかの意向や配慮すべき事項の有無を教員に確認した上で、校長が管理運営規則に基づき決定しており、各教員が従事する部活動に関する業務は、校長の職務命令に基づき行うものであることから、各教員に対して顧問の就任を強制しているとの認識はなく、請願者の考えとは異なっているところでございます。

ただし、(3)でございますが、部活動に係る業務は、勤務時間外に担う場合もあり、教員が担当している他の校務の状況や家庭の状況等にも配慮しながら決定する必要がありますが、教員へのアンケートでは、事前の意向確認がなかったとの回答は受け止めなければならないと考えており、顧問の決定に当たっては、教員の過度な負担とならないよう、学校の職員体制を踏まえると

ともに、事前に教員が担当している他の校務の状況や家庭の状況等を十分に把握し、これに配慮した対応を行うよう各校長に徹底してまいります。

なお、(4)でございますが、生徒が人間関係の構築や自己肯定感を高める機会として、部活動が果たしている役割は大きいと考えていますが、その在り方につきましては、引き続き、検討を進めてまいります。

なお、ファイルナンバー01-3は参考資料でございます。参考資料1から参考資料5までは関連法令等を、参考資料6は川崎市立学校の部活動に係る方針の抜粋を、参考資料7は、今回行ったアンケート結果の抜粋を、参考資料8は、市立中学校における部活動の現状についてをまとめてございますので、後ほど御確認いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

それでは、今の説明に対しまして御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

#### 【西井委員】

御説明ありがとうございます。この判断でよろしいかと思うんですけども、このアンケートのところで少し確認をさせていただきたい点が1点ございます。この4%の方が、事前の相談がなかったとか、意見を聞いてもらえなかったということですけども、ここは二つ課題があると思うんです。一つは、管理職がこの職務を依頼するに当たって取るべき行動という観点で、4%の方は漏れているという課題。これは今日御報告があったように、今後徹底していただければよろしいかというところなんですけども、一方で、受け手の側として、強制されていると感じている方というのがどのぐらいいらっしゃるのか、あるいはアンケートの中で、確認をされたのか、ここについて説明がよく理解できなかったものですから、もし分かれば補足をお願いしたいなというふうに思います。

#### 【小田嶋教育長】

いかがでしょう。

#### 【末木健康教育課担当課長】

2点御質問があったかと思いますが、まず、前段の御質問でございますけれども、今回のアンケートの中では、自由記述式ということで書いていただいておりますので、全ての方が書いておられるわけではないので、詳細までは把握できなかった部分はございますが、一つありましたのが、要するに異動をされて新たな学校に赴任をされる方とか、初任の方という方が事前に確認するという機会も不足していることもあると思っておりますが、ある程度、この部活動を持ってもらえないかという願いがあったということで、意向確認をされていないという回答をされたという回答もございました。また、何年も同じ部活動を指導されていて、来年度も当然管理職としてはやっていただける方で、その教員に関しても当然のごとくやるんだろうなと思っておられるというようなことで、聞かれていないということの回答もございました。ただ、やはり配慮すべき事項は確認されたけれども、学校事情というのが様々、各学校にあるかと思っておりますので、それについて踏まえると、どうしても持たざるを得なかったという回答もあり、今後、この4%とい

う回答結果は受け止めて、最終的にはゼロ%ではなかったわけですので、改めて各校長に周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【西井委員】

分かりました。結構です。

【小田嶋教育長】

ほかの方、いかがでしょうか。

【野村委員】

ありがとうございます。今の西井委員のお話にも関連してなんですけれども、やはり引き受ける時点では、引き受けることができても、実際やってみたら思っていたものと違ったりとか、家庭の事情が変わってハードになってしまうということもあると思います。こういった場合でよくあるのは、強制しているとの認識はなくというのも、やはりこちら側は認識がなくても、受け手がどうであるかというところが非常に重要ですので、就任した後にそういう苦しみになってしまった場合に、どこに相談できるのか、そういった窓口はあるのでしょうか。直接の所属長に言うしかないのか、相談窓口が別にあるのか、教えていただけますか。

【末木健康教育課担当課長】

部活動指導だけに限らないかとは思いますが、部活動指導で申し上げますと、今回調べてみたところ、やはり多くの部活動では複数、顧問を配置しているという実態がはっきりと分かっております。したがって、これは家庭の御事情とかで休日が難しい方も含まれておりますけれども、やはりチームとして様々な校務を担っていただくことによって、生徒の指導というのを行っていくということで、これは部活動に限らないかとは思いますが、まず部活動でいえば、複数顧問でありますのでその中でまず相談をしていく、当然、いろんな事情というのは、やはり管理職のほう等々に相談をしていくことになろうかと思っておりますので、管理職のほうも1回決まったからすぐもういい、ということではなくて、教員の状況というのは見ていく必要があるというふうに考えているといったところでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

【北川職員部長】

職員部長の北川でございます。1点、今の御質問、お答え不足なんですけれども、職員のほうで昨年度、予防監察・相談調整担当という部署を新たに設けて、いわゆる当初、ハラスメント相談を受け付ける窓口を作るという趣旨で設置しましたが、今年度に入ってから教育委員会の中での委員の皆様からの御意見を踏まえて、相談、悩み事があれば何でも相談を受け付けますよとい

う窓口、安心サポートホットラインという名称で教員に周知している中で、ハラスメント相談以外に非常に多くの多岐にわたる分野の相談を受けているという中で、部活動の顧問に関するものがあつたかどうかちょっと今手元で把握できないんですけども、学校の中で分担の関係で、少し仕事の負担が重いという悩みも実際あるように聞いていますので、もしそういった、学校の中で相談できない、しづらいというような状況がある場合には、職員部のほうの窓口というのは活用いただけるんじゃないかと思っております。以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

**【野村委員】**

御回答ありがとうございます。そこにこうやってちょっと突っ込んだ質問をさせていただいたんですが、実際そこに仮に部活動に関する相談が寄せられた場合は、その後どういうチャートをたどるかとか、どういった対応になっていくのかを確認させてください。

**【小田嶋教育長】**

はい。どうぞ。お願いします。

**【北川職員部長】**

相談があつた場合には、相談いただいた方のまず御意向というのを確認させていただいて、悩みを話した中で解決する場合もあれば、実際学校のほうに事実関係を確認した上で、必要があれば校長先生に言ってもらえませんかみたいな話が、それは部活動に限らずある場合もありますので、御相談いただいた方の意向を確認しながら、どういう動きができるかというのをその都度、ケース・バイ・ケースで対応しているという状況でございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

**【芳川教育長職務代理者】**

御報告ありがとうございました。この調査に関して、もしくは、訴えについて最も気になるのは同調圧力というふうに思っています。つまり、決まった人間関係の中でのいわゆる顧問の決め方ということですので、そういう意味では、アンケート調査の中では難しいと思うんですけども、そこを想定した問いがあつたかどうかというのが1点と、あと、2点目なんですけれども、資料の中で今後引き続き検討していきたいというふうに書いていますので、今後、この同調圧力は発生しないような形でどういうふうな防止を考えていっているのか、もしあれば、それを教えてください。以上です。

**【末木健康教育課担当課長】**

アンケートの尋ね方についての御質問でございますが、こちらにつきましては、ちょっと反省すべきところはあるかもしれませんが、基本的には事前に意向を確認しているという視点

で聞かせていただいておりますが、それについて、匿名で答えてもらうようにしておりますので、結構その生の声が寄せられたというふうに認識しております。したがって、今回は強制と捉えていないという御説明をさせていただきましたが、今回の生の声というのは、先ほど相談のお話もございましたけれども、校長会でもこのお話をさせていただきましたが、改めて今、まだ少しづつ寄せられてはおりますので、校長会と共有をして、各管理職には徹底していきたいというふうに考えております。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。はい。どうぞ。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。ぜひ検討していただきたいと思いますが、多分、防止策として大切なことは、教員は既に、全員知っていると思うんですけども、命令によって決めることではなくて、それぞれが自分が可能かどうか配慮できるかどうかというのを申し入れるというか、言う権利があるんだというところを把握した上で聞き取りを行ったりとかしていくと、そこ辺りのいわゆる同調圧力的な部分も少なくなるんじゃないかなというふうに思いました。以上です。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございます。

**【森川委員】**

ありがとうございます。私はお引受けをしていただく前に、中学校って学校によってかなり熱心な部活と、活動が盛んな部活とそうじゃない部活の差があると思うんですね。異動された方、もしくは初任の方に、最初にお願いするときも誰か受けてくれないと困るというのが先に走っちゃうかもしれませんが、丁寧な情報開示、実際の本当のところの情報開示をきちんとして、選んでいただくというのはとても大事だと思いますので、その辺のところをお願いしたいなと思います。

**【小田嶋教育長】**

はい。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。そうしましたらこの請願の取扱いについて御意見を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

**【西井委員】**

請願をいただき、この委員会で検討するということが前回なっております。従って今、御報告のあった現在の状況ですとか、それから川崎市の教育の活動に対する考え方、顧問の選び方、この考え方を丁寧に御説明した上で、強制はされていないけども確認されていないところが5%あったというような事実も含めて、お答えするということがよろしいかと思いますが、教育長の御判断はありますか。

**【小田嶋教育長】**

取扱いとしてはそういった説明、あるいは配慮を徹底していくというところで、不採択という形でそういった内容を伝えていくという考えでよろしいですか。

【西井委員】

はい。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか

【芳川教育長職務代理者】

私も西井委員と同じ意見ですが、確かに4%ほど調査を受けていないという回答があるんですけども、ほとんど、96%の方たちは調査を受けているということですのでそういう意味では、強制しているという請願者の考えとは異なっていますので、今回は不採択ではないかと思います。

【小田嶋教育長】

はい。分かりました。ほかにはよろしいでしょうか。

それでは私のほうで少しまとめさせていただきたいと思いますが、事務局からの説明、また、今の質疑等を通して幾つかのことが確認できたかと思います。

一つは、学校教育の一環として行われている部活動というのは校務であるということで、その業務を担う顧問については、各教員が担当しているほかのいろいろな校務の状況等もありますし、家庭の状況等、そういったことに配慮しながら決定していく必要があるよということが一つありました。

二つ目として、アンケートのことですけれど、事前に各教員の意向を確認しているかという質問に対しましては、校長からは全校長が確認しているという回答がありました。また、職員、教員のほうからはそういう意向を確認されたかということに対しては、96%の教員が確認されていたと回答しています。その一方で、今もありましたように、4%の教員が確認されていないと。確認されていない背景というのはさっき説明の中でも幾つかあると思いますが、一部そういう教員がいるという事実が確認できました。

そういったことから、請願の理由にございます部活動顧問を希望しない教職員を含めた全員を対象として、全員顧問制等と称して、希望することを前提とした希望調査が、ほとんどの学校で行われていますという、そういう実態は確認されなかったかなというふうに思いますので、採択することはできないと考えます。

しかし、一部で、教員に対し事前の意向確認がなかったという回答があったと。これは重く受け止めなくてはならないというふうに考えています。

学校生活において部活動が果たす役割は本当に大きくて、その在り方については引き続き検討することが必要です。今、教育委員会のほうでも、部活の適正化に向けてということですとワークショップ、いろんな方の意見を聞きながら、その考えをまとめているところですが、そういったものもしっかりやりながら、教員にとって過度の負担にならないように、学校の職員体制を踏まえて、事前に教員の意向や校務の状況等を配慮した対応を行っていくよう、各学校にしっかり徹底していくと。そういった部分での意見を付していきたいなというふうに思います。請願の

取扱いとして、不採択にする場合に請願の取扱要綱の第5条第2項に、不採択の場合で請願等の趣旨を考慮し、必要と認める場合は委員会の意見を付した上で採決を行うこともできると、こういう規定がありますので、それにのっとってしっかりと意見をつけた上で不採択とすることにしたいと思います。

そういったことで、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

はい。全員挙手です。よって、本請願は、部活動の業務を担う顧問の決定に当たっては、教員の過度な負担にならないよう、学校の職員体制を踏まえ、事前に教員の意向や校務の状況等に配慮した対応を行うよう、各校長に徹底するとともに、部活動の在り方については、引き続き検討を進めること、そういう意見を付した上で、不採択とすることに決定したいと思います。

この徹底について、先ほど校長会でもお話もしているということですが、年度内にやっぱりもういろいろ来年度の体制をつくっていく状況にあると思うので、来週にもたしか合同校長会議が設定されていると思いますが、その中でも通知する、あるいは文書でも通知というのはあると思うんですが、そういう予定でよろしいですか。

**【末木健康教育課担当課長】**

昨日は口頭でお話をさせていただきましたが、今回の御議論を踏まえまして、改めて文書で発出をしまして、新年度に入りましたらまた校長会議が開催されますので、再度そこで徹底していきたいと思います。

**【小田嶋教育長】**

昨日、合同校長会議があつて、そこでこのことにも触れて、改めて年度内に文書でも出すということですね。では、よろしくをお願いいたします。

## 8 報告事項 I

### 報告事項No. 1 請願第6号の報告について

**【小田嶋教育長】**

続いて、報告事項 I に入ります。

報告事項No. 1「請願第6号の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

それでは教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

ファイルナンバー02、報告事項No. 1のファイルを御覧ください。

資料につきましては、委員の皆様事前に送付しておりますので、全文を読み上げることは省略いたしますが、請願の趣旨は、「年度当初4月時点の産育休代替未充足、休職代替未充足を含む教員の未充足数をゼロにすること」とするものでございます。

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述を希望する旨の申出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、併せて御協議いただきたいと存じます。

説明につきましては、以上でございます。

よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

ただいま、報告がありました、請願第6号の取扱いにつきましては、今後審議していくということによいでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

**【各委員】**

<了承>

**【小田嶋教育長】**

それではそのように決定いたします。

**報告事項No. 2 令和6年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 2「令和6年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

**【細見庶務課長】**

それでは、報告事項No. 2「令和6年度川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について」、御説明申し上げます。

お手元のタブレット端末のファイルNo. 03-1、報告事項No. 2を御覧ください。

採用選考の実施につきましては、昨年11月19日の教育委員会定例会において報告したところでございますが、その結果について報告いたします。

1の選考日程等につきましては、本年1月19日に川崎市役所第3庁舎にて実施し、結果につ

いて、2月14日に合格者に対して通知しております。

2の実施状況につきましては、募集人数「1名」に対して、「3名」の応募があり、合格者を「1名」といたしました。

合格者は、本年4月1日に採用され、生涯学習部文化財課に配属される予定でございます。なお、報告事項No. 2参考資料として受験案内を添付しておりますので、後ほど御参照ください。

説明につきましては、以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

御質問等がございますか。

**【西井委員】**

大変お忙しいときだと思っております。手元の資料を拝見しますと、もし具体的にこの方が埋蔵文化財に関する開発事業者と連携したらということですが、こういったテーマをこれから扱っていくのかというのを聞かせていただければありがたいと思います。

**【小田嶋教育長】**

いかがですか。今日、文化財課は同席していないのでどこまで答えられるか、答えられる範囲で。

**【葛山庶務課課長補佐】**

今後に関しましては、橘樹官衙の遺跡の方に関しましては注力していくというふうに伺っております。

**【西井委員】**

いいですね。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2は終了といたします。

**報告事項No. 3 令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（冬期選考）の結果について**

**【小田嶋教育長】**

次に、報告事項No. 3「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（冬期選考）の結果について」の説明を、職員部長、お願いいたします。

**【北川職員部長】**

職員部長の北川です。今、教職員人事課長が向かっておりますので、それまで私のほうでさせ

ていただきます。

報告事項No. 3「令和6年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験（冬期選考）の結果について」を御説明いたしますので、ファイルナンバー04、報告事項No. 3を御覧ください。

項番の1、試験日程等につきましては、第1次試験を2月1日（土）に実施し、合格発表を2月6日（木）に行いました。第2次試験は、2月9日（日）に実施し、合格発表を2月18日（火）に行い、結果通知を発送するとともに、市ホームページに合格者の受験番号を掲載しました。

項番2の実施状況についてでございますが、応募者につきましては、選考A、B、Cそれぞれ13人、3人、17人となり、合計33人ございました。最終合格者は、選考A、B、Cそれぞれ3人、ゼロ人、ゼロ人となり、合計3人ございました。選考Aからの3人でございます。

なお、冬期選考の合格者は、今年度実施しましたほかの教員採用候補者選考試験と同様に、令和7年4月1日付けの採用を予定しております。

説明につきましては、以上となります。

**【小田嶋教育長】**

御質問等はいかがでしょう。よろしいですか。

**【野村委員】**

御報告ありがとうございました。参考までにお伺いしたいんですけれども、選考A、13人の方が応募があったということなんですけれども、そのうち、市外の現役の正規職員の方と、ジョブ・リターンで応募された方の人数の内訳が分かれば教えていただきたいんですが、お願いします。

**【北川職員部長】**

ちょっと今手元にはっきりとした資料がないものですから、後ほど、チャンスがあればお示しさせていただきます。多分、もう間もなく到着すると思いますので、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。じゃ後ほどのコメントということで。

**【野村委員】**

大丈夫です。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがでしょう。

**【芳川教育長職務代理者】**

結果について異議を申し上げるつもりはないんですけれども、ただ、すごく本当に教員がいない、まだ欠員がいる中で、この2次受験者、8人、3人、10人で合格者が3人というところの、いわゆる決定、そこは何か理由だったりとか、あるいは中身だったりとか、もし伺うことができればありがたいなと思いました。以上です。

**【北川職員部長】**

今回、冬期選考を実施したという、いわゆる今年度の正規採用試験としては3回目になるんですけども、夏を実施し、秋を実施し、それでも未充足を解消するにはなかなか足りないという中で3回目を実施したということなんですけども、たくさんの方を合格させて採用できれば一番いいのですが、一定程度、合格に至る水準というのも回数を重ねるごとに何かその基準が変わるというのもよくないという中で、一定の基準を維持した中で合格を受けた方がその人数であったというように理解いただければと思います。

**【小田嶋教育長】**

教職員人事課長が来ましたので、今の説明について補足はありますか。

**【武田教職員人事課長】**

遅れて申し訳ありません。そのとおりでございまして、今回、合格者は少なかったんですけども、実は1人、技術が取れまして、技術は全国的に不足している状況がございまして、本市でも今回5名夏の試験で募集したところが、5名取れていない状況がございましたので、3人だったんですけど貴重な1人が取れたかなというふうに思っておりますので、今後も実施方法等も含めて検討しながらまた進めていきたいと思っております。

**【小田嶋教育長】**

あと、先ほど野村委員から質問があつて、選考Aの市外の現職正規教員とジョブ・リターン、この人数13人の中の内訳が分かりますかという御質問ありましたけど、今資料があれば。応募者の内訳でよろしいですか。

**【野村委員】**

応募者です。

**【武田教職員人事課長】**

お待たせしました。選考Aのまずジョブ・リターンの内訳ということでよろしかったですか。小学校が1名、中学校・高等学校2名の合計3名です。

**【小田嶋教育長】**

応募者の内訳は、分かりますか。

**【武田教職員人事課長】**

申し上げます。選考Aの市外現職正規教員選考のほうで、小学校が4名、中学校・高等学校が3名、特別支援学校が3名でございます。また、ジョブ・リターン制度を利用した応募につきましては、小学校が1名、中学校・高等学校が2名、特別支援学校は応募がございませんでした。以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

数字は合っていますか。

**【武田教職員人事課長】**

はい。そうですね、選考への市外現職教員選考が10名なので合計しますとジョブ・リターン選考が3名です。

**【小田嶋教育長】**

分かりました。ありがとうございます。野村委員、よろしいですか。

**【野村委員】**

はい。分かりました。

**【芳川教育長職務代理者】**

もしかして考え過ぎかもしれませんけれども、先ほど野村委員が言った中で気になったのは、現職正規教員選考の選考Aのところ、どちらも他市で現職の教員をされている方たちなのかどうか、リターンですので。その方たちが、8人、2次試験でそして合格3人というのは、どういう内容なのかなというところがちょっと気になったんです。

**【小田嶋教育長】**

いかがでしょうか。

**【武田教職員人事課長】**

内容というのは。

**【芳川教育長職務代理者】**

他市で働いている方たちですよ。何か川崎市に来たら、不合格になっちゃったということはどう私たちは受け止めたらいいかというところで、さっき実は選考基準とか気になっていたという質問につながっています。だから説明しにくいかもしれない、すみません。

**【武田教職員人事課長】**

申し上げられる範囲で申しますと、他都市での現職の方なんですけれども、そこでの勤務状況ですとか、あるいは本市の教え方といいますか、そういったものに適合しているかとかそういった辺りも含めて、判断しているところでございます。

**【芳川教育長職務代理者】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはよろしいでしょうか。

**【森川委員】**

ありがとうございます。選考Cなんですけども、先ほどおっしゃった、合格していただくには基準が、というお話というふうに受け止めているんですが、全体的に基準が低めの方たちの受験が多かったという認識ですよね。当市に合わないというか。

**【武田教職員人事課長】**

今回の結果を見ますと、委員のおっしゃるような形で、合格の基準には達していない方が多かったということです。

**【森川委員】**

当時、正規の職員をやっていた方たちは、私はどこに出られちゃっているのかなと思って、つてをたどっていろいろ聞いたんですけど、東京都に行っている方が非常に多くて、その理由が時給が1,000円違うって言われちゃったんですね。ここの非常勤枠、隣に東京都という大きな財源を持っているところがある川崎市としては、非常勤枠、そうなってくるとこれは非常に厳しいんじゃないかなと思ったんですけど、時給はそんなに本当に違うのでしょうか。

**【小田嶋教育長】**

非常勤の話ですね。非常勤職員の時給の違いというのがあって。

**【森川委員】**

それを理由に、同じく通うんだったら都内に行くって言って、正規の職員の仕事がきついから辞めたけど、非常勤のところでも働こうかなとなったらどうやら東京都の方がいいよねという話なんです。

**【武田教職員人事課長】**

経験年数ですとか、年齢等によっても違うところがあるんですけども、そういう条件になる方もいらっしゃるかと思います。必ずしも本市の場合一律の金額ですので、東京の場合は経験年数に応じて金額が違ったりとか、そういうところもございますので、一概には言えないんですけども、そういう状況はあるかと思います。本市につきましても、そういったこともございまして、次年度から52週化ですとか、そういった形での改善というのは図っているところでございます。

**【森川委員】**

当市の魅力をアピールしていかないと、この枠、このままでは厳しいと思うので。分かりました。ありがとうございます。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。今年度、3回このような採用試験を行って、基準をだんだん変えるのはおかしいという御指摘は最もだと思います。その意味でも、残念ながら2次試験まで、ここまで進んでくださったけれども、結果としては採用人数が絞られたというのは、川崎市にふさわし

い教員を採用するという観点から当然のことだと思います。あわせて、不合格になった方々がもう1回受験していただいたときに、例えば何らかの資質を向上させることで合格水準に達するかどうか、そのような案内をしているとか、リベンジがあるとか、2回目を受験するようなことを促すとか、何かそんなことをしてでも、一度やはり志してくださった方々なので、1回の試験でもうお付き合いがなくなるというのは非常にもったいないようにも見えます。そのような再受験といたしますか、これに関しての誘導を何かお考え中ですか。

**【小田嶋教育長】**

試験結果の通知の際に、案内していると思うんですけどそのことを御説明、お願いします。

**【武田教職員人事課長】**

試験結果を通知していく際に、不合格の方には不合格のランクということで、得点の比率等に応じてAランク、Bランクというふうにしておりますので、自分があともう1歩だったのかとか、まだまだ課題があるとか、そういったところは御本人も分かるところだと思いますし、今回ですと臨任非常勤をなさっている方が主に受けているところもございますので、日々、学校でお仕事をさせていただく中で、自己研さんを積むということなんだというふうには思っています。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

よろしいですか。はい。ほかにはよろしいでしょうか。それでは、報告事項No. 3は終了といたします。

## 9 議事事項 I

### 議案第36号 教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

**【小田嶋教育長】**

続いて、議事事項 I に入ります。

議案第36号「教育委員会事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、庶務課長、お願いいたします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

それでは議案第36号につきまして御説明申し上げます。初めに今回の規則改正概要につきまして、庶務課長から御説明申し上げます。

**【細見庶務課長】**

それでは改正の概要について御説明申し上げますので、ファイルNo. 5 - 2、議案第36号資料を御覧ください。

「1 趣旨」でございますが、現在、市民館において施設及び設備の維持管理及び利用許可並びに一部図書館の施設及び設備の維持管理を区長へ事務委任し、また、生涯学習及び社会教育の振興に関することを区長が補助執行しております。令和7年4月からは指定管理者制度を導入する、中原市民館、高津市民館、高津市民館橘分館及び高津図書館橘分館の管理運営を指定管理者に行わせ、中原区長及び高津区長は、指定管理者のモニタリング及び区内全域での学びの場作りを進めるため、本規則を改正するものでございます。

「2 改正の概要」でございますが、(1)といたしまして、市民館としての生涯学習及び社会教育の振興は指定管理者が中心に行うことから、区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進、並びに区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興について、区長に補助執行させるものでございます。(2)といたしまして、指定管理者に関することを区長に補助執行させるものでございます。その他、指定管理者制度を導入すること等により、必要な改正を行うものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

#### 【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き議案の詳細を御説明いたします。

ファイルナンバー05-1、議案第36号の4ページを御覧ください。制定理由でございますが、「区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること並びに区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関することを中原区長及び高津区長に補助執行させること等のため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、5ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、6ページにまたがり第2条の改正でございますが、区長等に委任する事務について、指定管理者制度の導入に伴い所要の整備を行うとともに、規定の整理を行うものでございます。

続いて、7ページにまたがり第3条第1項の改正でございますが、校庭の夜間開放の利用調整等を予約システムで行うことに伴い、区長に補助執行させる事務から削るものでございます。

続いて、8ページにまたがり第3条第4項及び第5項の改正でございますが、区における課題解決のための生涯学習及び社会教育の推進に関すること、区の特性を生かした生涯学習及び社会教育の振興に関すること等を新たに中原区長及び高津区長に補助執行させることとし、及び指定管理者制度の導入に伴い、所要の整備を行うものでございます。

続いて、9ページにまいりまして第6項の改正、及び10ページにまたがりまして第9項の改正でございますが、指定管理者制度導入施設における補助執行事務について、規定の整理を行うものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和7年4月1日とする旨を定めております。

議案第36号の説明につきましては、以上でございます。

御審議の程、よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問、御意見等いかがでしょうか。

**【坂口委員】**

御説明ありがとうございました。いよいよ、この市民館の指定管理者制度に移行するというのがこうやって実質化するというを確認いたしました。これまで非常に慎重に進めて、審議なされてきたことを聞いておりますので、この変更というのも審議を反映させた、非常に慎重なものだというふうに理解しています。1点質問なのですが、施設に関しては指定管理者が管理運営するというので、それに合わせた使用ではなくて利用という形のものに変わっていると思うんですが、中原区とか高津区などの要件に課題解決という言葉が選定された理由、これは区長に補助させるという点に関してです。あるいは中原区、高津区の特性を生かした社会教育を実施するという文言が選ばれた理由、その背景を教えてください。

**【小田嶋教育長】**

はい。お願いします。

**【米井生涯学習推進課担当課長】**

生涯学習推進課です。よろしくお願ひいたします。川崎の市民館なんですけども、現在も市民館そのものも区役所のほうに補助執行、事務員に補助執行させていただいています。その背景としましては、もともと区の課題解決に社会教育、生涯学習の視点を入れていく、連携をして取り組んでいくということが元にあって、実は補助執行させていただいているという経緯がございます。今回、指定管理者制度を導入するというので、館そのものについては指定管理者にお任せをするということなんですけども、これまでなかなか館の運営に手を取られていて、なかなか館の外に出ていくことが難しかったところについてしっかりと補助執行で取り組んでいただきたいという思いもあって、今回、課題解決という言葉を使わせていただいているところです。

二つ目についてなんですけども区の特性というところにおいては、区のほうに残っていく業務としては、社会教育関係団体であったり、PTAだったり文化協会だったり、そういった人たちへの支援であって連携というところも大きくございますので、そういった団体さんたちに一緒にそういった区の団体の特性とか、あとはその様々な団体さんとの連携等々を行いながら執行していただきたいということがあって、こういった文言にさせていただいているところです。

以上でございます。

**【小田嶋教育長】**

はい。どうぞ。

**【坂口委員】**

ありがとうございます。明文化されていなかった課題解決あるいは特性を生かしたという部分をきちんとこうやって書き込んでくださったという理解をしました。とてもいいと思います。そして、市民館っておっしゃるとおり、活動のベースになるところではあるけれども、そこで完結するものではないという、生涯学習や社会教育は結局その特性というのは、そこにいる、つないでいく、団体をつないでいく、そのような仕事が大きく残されると思います。その意味では館が

運営されることだけではなくて、生涯学習あるいは社会教育の活動が運営されていることにぜひ、皆さんの考えが及ぶような、そのような運営の仕方になるといいなと思って今、御説明を伺いました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

はい。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは議案第36号につきましては、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<挙手>

**【小田嶋教育長】**

はい。全員挙手です。よって本件は、原案のとおり可決されました。

**議案第37号 川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について**

**【小田嶋教育長】**

次に、議案第37号「川崎市就学奨励規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、学事課長、お願いいたします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

それでは、議案第37号につきまして、御説明申し上げます。初めに、今回の規則改正概要につきまして、学事課長から御説明申し上げます。

**【並木学事課長】**

それでは議案第37号につきまして、御説明申し上げます。ファイルナンバー06-2、議案第37号資料を御覧ください。

1ページ目をお開きいただきまして、「1 川崎市就学援助制度概要」として、本規則で規定する「就学援助制度」の概要から御説明いたします。

本制度は、(1)のとおり、経済的に苦しい児童生徒の保護者を援助する制度であり、学校教育法第19条の規定に基づくものでございます。

続いて、「(2)対象者」ですが、アにつきましては、生活保護世帯を、イにつきましては生活保護世帯に準ずる程度に困窮している世帯を規定しています。

令和6年度の援助対象費目につきましては、(3)の表のとおりとなっております。

次に2ページを御覧ください。「令和5年度認定者数等の実績」につきましては(4)の表のとおりですが、小中合わせた全体の認定率は、表の右下、10.7%、決算額は、9億8,187万円となっております。

次に「2 規則改正の背景」でございますが、これまでは、(1)の在校児童生徒の保護者が提出する就学援助費の申請書は学校が集約し、教育委員会学事課に送付していたため、学事課が審

査を開始するまでに時間を要していたこと、また(2)として、学校での受付作業や、学事課に送付するまでの文書管理等、業務量が多く煩雑で、負担が大きいという課題がありました。

これらを踏まえ、「3 規則改正の概要」(1)として、申請書は、学校を経由せず、保護者から学事課への直接提出とすること、また、(2)につきましては、学校を経由しなくなった後も、学校が支給対象者を掌握するため、学事課が学校に対して支給対象者の情報を通知するものです。

「4 期待される効果」ですが、1点目として、申請書が直接提出されることで、学事課での審査開始までの時間が短縮され、これまでは支給時期が遅くなるが多かった書類不備等での審査保留が早期に解消し、7月の初回認定に間に合うケースが増え、結果、支給時期が早まることで、市民サービスの向上につながるものと考えております。また、2点目は、学校において、申請書を学事課に送り込むまでの様々な業務がなくなりますので、教職員の業務負担が大幅に軽減されること、3点目として、支給対象者を学校と共有することで、就学援助費の事務処理を円滑に行うことができる、といったことを想定しております。

学事課からの説明は、以上でございます。

#### 【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き議案の詳細を御説明いたします。ファイルナンバー06-1、議案第37号の3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「就学援助費の支給の申請を教育委員会にすることとし、及び支給対象者について校長に通知することとするため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、第4条の改正でございますが、就学援助費の申請を教育委員会にすることとするものでございます。

続いて、第5条第2項でございますが、援助費の認定をしたときは校長にその旨を通知する規定を追加するものがございます。

続いて、第6条の改正でございますが、規定の整理を行うものがございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和7年4月1日とする旨を定めております。

議案第37号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### 【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

#### 【西井委員】

ありがとうございます。大変すばらしい取組かなと思います。理解のために1点、教えていただければ。学校を通さずに教育委員会事務局で審査をするということですけども、これに伴って教育委員会事務局のほうは、どの程度体制を強化されるのでしょうか。つまり、人が増えるのでしょうか。

#### 【並木学事課長】

学事課の人員体制は特に変更はございません。

**【西井委員】**

そうすると、何かシステムかなんかにスルーさせてという、そういうことになるんですか。

**【並木学事課長】**

今回、e - KAWASAKI という電子申請システムを使った申請も同時に導入いたしまして、直接ウェブサイトから学事課に申請が上がるということで、それがデータ化されましたものを今現在就学援助事務システムというシステムを運用しておりますけれども、それで取り込ませてという、そういった形の事務の処理の仕方をしていこうと事務処理も変更しております。

**【西井委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

学事課においてもかなりの事務負担が軽減されるということですよ。

**【並木学事課長】**

はい。そうですね。実は新入学準備金というものが、入学前に新1年生には支給するという制度がありまして、そちらについては既にe - KAWASAKI で申請できるんですけれども、およそ6割と4割ということで、まだ紙の部分というのも半分近くは占めてはおりまして、走り出しはまだまだ電子申請の部分の割合が大勢を占めるというところにはいかないと思うんですけれども、徐々に紙も減っていくということを想定しておりますので、事務量についてはかなり軽減されていくものと考えております。

**【小田嶋教育長】**

ありがとうございました。

**【野村委員】**

ありがとうございます。私も西井委員同様、大変すばらしい取組だと思っています。直接関係はしていないかもしれないんですが教えていただきたいんですけれど、就学に関する援助の制度の関連でいうと、たしか特別支援教育も就学奨励金のようなものがあつたと思いますが、そちらはまだ学校と直接やり取りしているというふうに記憶しているんですが、こちらのほうも将来的にはe - KAWASAKI を使って電子化していく方向性はあるのでしょうか。

**【並木学事課長】**

そちらの業務につきましては、支援教育課で担当はしておりますが、そちらはまだシステムによる処理ですとか、そういったところも、実現されていないという状況がありますので、ただ、こちらの就学援助の業務につきましては、数年後に予定されております、政府でやっているシステム標準化という取組がございます、そちらの中でこの就学援助システムも全国の標準化の中

の一つとして移行していく形になるんですけれども、その動きを見た後に、そちらの就学奨励費のシステムでどう処理していくのかということも併せて検討していくというようなことは聞いておりますので、まだ今の時点では、別の動きにはなっているところでございます。

**【小田嶋教育長】**

はい。どうぞ。

**【野村委員】**

ありがとうございます。全国の動きと連動してこちらが先だってということだとは思いますが、やはり書類関係が増えると紛失とか、学校の書類の管理の負担感もあると思いますし、保護者にとってもたくさんの書類をさばっていくというのは負担感がありますので、ぜひ電子化できるものを関連して次々電子化して行って、今回の先行事例が好事例となっていけばいいなと思います。お願いします。

**【小田嶋教育長】**

ほかにはいかがですか。

**【森川委員】**

ありがとうございます。とてもいい取組だと思います。ただ、1点教えていただきたいんですけど、例えば、給食費とかはいいんですけど、学用品、通学用品として年額、これは金額を振り込むんですよね。

**【並木学事課長】**

はい。

**【森川委員】**

本当にこの金額が、子どもの色鉛筆になっているのか、クレヨンになっているのか、上履きになっているのか、というところの確認とかはないですね。

**【並木学事課長】**

はい。お金にちょっと色はつけられないということもございますので、実際にこれがお子さんのものに使われているかどうかというような、検証はなかなか難しいところはございます。

**【森川委員】**

みんな、毎年必ずサイズアウトした上履きの子とか、上履きがなくて、支援級の裏靴をこっそり貸してあげたりとか、クレヨンを貸してあげたりとか、少なからず内緒でそういう行動をすることが、少なからずあるので、とてもいい制度なんですけれども、これは生活保護でも一緒なんですけど、とてもいい制度なんですけど、制度の隙間に子どもが落ちていくな感じで、そこを何とか防げたらいいなと常々思っているもので、すみません。ありがとうございます。

**【並木学事課長】**

そうですね。ただ、仕組みとしてどうしてもそういったお金の管理が難しいという保護者の方がいらっしゃった場合、学校長から学事課に申請をいただく形で、お金を学校口座に振込みをして、学校の中で学校徴収金等で支払うものもございますので、そちらに上げていくというような、そういった仕組みもありますので、全てが100%保護者の元に行っているケースばかりでもないということは、ございます。

**【森川委員】**

それはいい仕組みだと思います。学習環境の整っていない子どもには、そういう方法もあるということですね。それは例えば担任の先生が一番分かると思うんですけど、教員の皆様も御存じでいらっしゃるんですか。

**【並木学事課長】**

はい。やはりそういった家庭、様々な状況というのをやはり担任の先生なりがよく分かっているところだと思いますので、そこを汲んで、学校からそういった書類をあげていただくことによって、効果的にお金を使っただけという形でやっておりまして、実際にそういう運用をしている学校も複数ございます。

**【森川委員】**

分かりました。少し安心しました。ありがとうございます。

**【小田嶋教育長】**

ほかに。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。とても素晴らしいシステムだと思っています。今まで学校に提出するということがあったんですけども、実は別の市町村で関わっていることが数年間ありましたので、提出しにくさというのがあって、個人のプライバシーにも関わることですから、だからどうすれば申請したい方たちが本当に遠慮することなく申請できたらいいのかということも、ほかの市町村は検討をされていて、一番いいのは電子申請ということで、でも、なかなかこのe-KAWASAKIみたいなシステムが整っていないと実行できないので、だからそういう意味ではとても素晴らしい取組だなというふうに思っております。ここで少し気になっているところは何かといいますと、電子申請が苦手な方もいらっしゃるわけですね。そうすると、どうしても紙ベースがそのために残っていくと思うんですが、そういう方は、学校に提出することができませんので、どういう形になるか教えてください。

**【並木学事課長】**

こちらは自己負担にはなってしまうんですけども、郵便でお送りくださいという御案内をさせていただいております。ただ、例えば外国にゆかりのある方ですとか、どうしても言語の問題でなかなか申請が難しいという方もございますので、そちらについては学校と連携を取りまして、

先生のほうでケアをしていただくような形でお願いはしておりまして、実際にはもしかすると学校でお預かりになって、そこで学事課に提出というようなケースもあると思うんですけども、絶対に本人から学事課に直接送っていただければ駄目ですよというふうにはしておりませんので、そこは柔軟に対応してまいりたいと思っております。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。学校で受け付けないので、全部学事課に持ってこなきゃいけないとなると、かなりやっぱり遠い方たちがいらっしゃいますので、一つ思ったのは、例えば各方面、地区のほうに区のセンターがありますよね。区の窓口とかそういうところの提出は難しいですか。

**【並木学事課長】**

やはり区の業務分担というところもありますので、なかなかその辺り、そういったものを任せるとするのはちょっと難しいのかなと思っておりますが、ただ、言語の問題ですかそういうただ方だけではなくて、どうしても、学校にお子さんに持たせてしまう方も中にはいらっしゃるとは思うんですけども、そこは特に排除することはなく、学校とのちょっと個人情報の書類になりますので、そういったのが分かるような形の便がございまして、そういったやり取りをしてくるということは決めておりますので、皆さんが電子申請という形に完全に時代として移行していくまでの間は、どうしてもそういった方はいらっしゃると思っておりますので、そこはしっかりと対応して無理のないような形にしていきたいと思っております。先ほどお話をいただきました、なかなか申請しづらいんじゃないかというお話だったんですけども、これまで川崎は、専用の封筒に申請する方もしない方も、全て御提出をという形でやってまいりまして、これを持っている子が必ず申請するわけではなく、全員が提出という形を取ってまいりましたので、そのところで周りから見ると申請している子なんじゃないかということが分かるような形はやってきておりませんでしたので、その心配はこれまでもないということはございます。

**【芳川教育長職務代理者】**

ありがとうございます。そこをちょっと気になっていたものですから。そういう意味では、確かに学校の負担軽減になるんですけども、学事課のほうに直接指示できない方のための部分をちょっと残していただけると、保護者としても助かるんじゃないかなと思いました。以上です。

**【小田嶋教育長】**

はい。ありがとうございます。今、学事課長からありましたように、全員が学事課に申請する人もしない人も、送り返すような流れになって、その前は、担任に提出して、だから必要な子だけが提出する場面というのが教室の中であった。それが非常に課題であるということで、前段階になり、そしてこれは現申請になるという流れになっています。ほかにはよろしいですか。

それでは、議案第37号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

**【各委員】**

<挙手>

【小田嶋教育長】

はい。全員挙手です。よって本件は、原案のとおり可決されました。

議案第 38 号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 39 号 川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 40 号 川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、議案第 38 号「川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 39 号「川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 40 号「川崎市教育機関事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、これらはいずれも、中原市民館、高津市民館及び高津市民館橘分館並びに高津図書館橘分館の管理を指定管理者に行わせること等に伴う規則改正についての議案となりますので、一括して審議することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<異議なし>

【小田嶋教育長】

異議なしとして、一括して審議いたします。それでは議案第 38 号、議案第 39 号及び議案第 40 号についての説明を、庶務課担当課長、生涯学習推進課担当課長、お願いいたします。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは議案第 38 号、議案第 39 号及び議案第 40 号につきまして、御説明申し上げます。これらの議案につきましては、いずれも指定管理者に管理を行わせることに伴う所要の整備を行うものでございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、生涯学習推進課担当課長から御説明申し上げます。

【米井生涯学習推進課担当課長】

御説明を申し上げますので、ファイルナンバー 07 - 2、議案第 38 号、第 39 号、第 40 号、資料を御覧ください。

「1 改正の内容」でございますが、令和 7 年 4 月から川崎市中原市民館、川崎市高津市民館、川崎市高津市民館橘分館及び川崎市立高津図書館橘分館の管理運営を指定管理者に行わせるため、規則の一部を改正するものでございます。

「2 指定管理者制度導入予定時期」でございますが、表のとおりでございます。

説明につきましては、以上でございます。

【伊藤庶務課担当課長】

それでは、引き続き議案の詳細を御説明いたします。

ファイルナンバー07-1、議案第38・39・40号をお開きください。

初めに議案第38号について御説明いたしますので、9ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「川崎市市民館条例の一部改正により、中原市民館、高津市民館及び高津市民館橋分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続きまして、10ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

初めに、10ページから12ページにまたがる改正後の第2条から第6条でございますが、指定管理者の指定の手續等につきましては、従来は川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則を暫定的に定めておりましたが、今回の改正により、この規則で指定管理者の指定の手續等について定めるものでございます。

続いて、第3条から21ページまでにまたがります別表までの改正でございますが、利用許可や利用中止届など利用に関する事務を指定管理者に行わせる規定を設けること、条例において使用料・利用料金については市長の規則で定めることとしたため、それらに関する規定を削ること、及び、規定の整理を行うものでございます。

続いて、22ページを御覧ください。

別記様式として指定された法人等に対し通知する指定管理者指定書を定めております。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和7年4月1日とする旨及び必要な経過措置を定めるとともに、川崎市市民館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則を廃止する旨を定めております。

続きまして、議案第39号について御説明いたしますので、32ページを御覧ください。制定理由でございますが、「川崎市立図書館設置条例の一部改正により、高津図書館橋分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

改正の内容でございますが、議案第38号と同様に、指定管理者の指定の手續等を定め、利用に関する事務を指定管理者に行わせるとともに、所要の整備を行うものでございます。

なお、附則において、この規則の施行期日を令和7年4月1日とする旨を定めるとともに、議案第38号と同様に川崎市立図書館に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則を廃止する旨を定めております。

続きまして、議案第40号について御説明いたしますので、44ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「川崎市市民館条例及び川崎市立図書館設置条例の一部改正により、中原市民館、高津市民館、高津市民館橋分館及び高津図書館橋分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

続いて、45ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。

初めに、図書館の項の改正でございますが、高津図書館橋分館における図書を選定及び除籍や指定管理者の業務の実施状況の監視を高津図書館に行わせることとするものでございます。

続いて、46ページにまいりまして、教育機関の名称及び当該教育機関の長を定めた別表の改

正でございますが、指定管理者に管理を行わせる教育機関に係る規定を削るものでございます。  
なお、附則において、この規則の施行期日を令和7年4月1日とする旨を定めております。  
議案第38号、議案第39号及び議案第40号の説明につきましては、以上でございます。  
御審議の程、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。特によろしいでしょうか。

それでは採決に入ります。採決につきましては、議案ごとに行います。

まず、議案第38号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第40号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決いたします。

**議案第41号 川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について**

【小田嶋教育長】

次に、議案第41号「川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明を、庶務課担当課長、庶務課長、お願いいたします。

**【伊藤庶務課担当課長】**

それでは、議案第41号につきまして、御説明申し上げます。

初めに、今回の訓令改正の概要につきまして、庶務課長から御説明申し上げます。

**【細見庶務課長】**

それでは、改正の概要について御説明いたしますので、ファイルナンバー08-2、議案第41号資料をお開きいただき、1の「出勤記録の概要」を御覧ください。

職員の出勤状況及び出退勤情報につきましては、職員情報システム上の出勤記録により管理を行っております。職員は、出勤時限前にICカードにより出退勤情報を登録し、出勤記録管理者は出勤時限後に職員情報システムや現認により、その登録の確認を行っております。

出勤記録管理者につきましては、現在、課にあつては課長、部相当の室にあつては部長級である室長が担うこととされております。

次に2の「改正理由」を御覧ください。(1)に記載のとおり、川崎市人材育成基本方針において、部長、課長それぞれに求められる役割が定められております。出勤記録の整備については職員一人ひとりの労務管理の一環であり、課長に求められる役割でありますことから、部相当の室に設置する出勤記録管理者となる職の見直しを行うものでございます。

次に、3の「改正内容及び効果」を御覧ください。改正内容につきましては、課を置かない部及び室における出勤記録管理者を庶務を担当する担当課長に改めるものでございます。改正の効果につきましては、室全体の庶務を担当する課長が出勤記録の管理を行うことで、適切な業務配分や的確な指示を行うことができるようになるものでございます。

改正の内容についての説明は以上でございます。

**【伊藤庶務課担当課長】**

それでは、引き続き議案の詳細を御説明いたします。ファイルナンバー08-1、議案第41号をお開きください。

初めに、3ページを御覧ください。

制定理由でございますが、「課を置かない部及び室における出勤記録管理者を庶務を担当する担当課長とするため、この訓令を制定するもの」でございます。

続いて、4ページを御覧ください。

改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

別表の改正でございますが、課を置かない部及び室における出勤記録管理者となる職を庶務を担当する担当課長とするものでございます。

なお、附則において、この訓令の施行期日を令和7年4月1日とする旨を定めております。

議案第41号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

**【小田嶋教育長】**

御質問等はいかがでしょうか。特によろしいですか。それでは議案第41号につきましては、原案のとおり決することに、賛成の委員の挙手を願います。

【各委員】

<挙手>

【小田嶋教育長】

全員挙手です。よって、本件は、原案のとおり可決されました。傍聴人の方に申し上げます。これからは、非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第6条の規定に基づき、傍聴人の方は御退室くださるようお願いいたします。

(傍聴人退室)

(以下非公開)

## 10 報告事項Ⅱ

報告事項N o. 4 いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査審議について

山本指導課担当課長が説明した。

報告事項N o. 4は終了した。

## 11 議事事項Ⅱ

議案第42号 人事について

武田教職員人事課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第42号は原案のとおり可決された。

議案第43号 人事について

細見庶務課長が説明した。

小田嶋教育長が会議に諮った結果、議案第43号は原案のとおり可決された。

## 12 閉会宣言

【小田嶋教育長】

以上をもちまして、本日の定例会は終了といたします。

(16時14分 閉会)